

## 守谷市議会 X（エックス）運用方針

令和5年12月7日

守谷市議会事務局

守谷市議会では、X（エックス）を活用した情報発信を行うに当たり、「守谷市議会ソーシャルメディアガイドライン」に基づいて、次のとおり守谷市議会公式 X アカウント（以下「本アカウント」という。）の運用方針を定めます。

### 1 情報発信の目的

X の情報拡散性等を生かし、守谷市議会の情報を迅速に発信する

### 2 アカウント情報

(1) アカウント名：守谷市議会

(2) アカウント ID：@moriya\_gikai

(3) アカウント URL：https://twitter.com/moriya\_gikai

### 3 情報発信の主な対象者

守谷市議会の情報を取得したい方

### 4 情報発信の内容

情報発信の内容は、市議会に関する以下の情報とします。

(1) 定例会情報（日程等）

(2) 常任委員会、特別委員会等の会議情報（日程等）

(3) 市議会からのお知らせ

(4) ホームページの更新情報

### 5 アカウント運用主体

守谷市議会事務局

### 6 運用責任者、担当者及び運用体制

(1) 運用責任者：守谷市議会議長

(2) 担当者：守谷市議会事務局職員、その他運用責任者が認める者

### 7 発信の頻度、タイミング

原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までに、各担当者が必要に応じて不定期に投稿します。ただし、運用責任者が必要と認めた場合はこの限りではありません。

## 8 利用者からの投稿等への対応と方法

- (1) 投稿した情報に対し、返信、ダイレクトメッセージ等の手段により表明された意見・反応等について、原則として返信しません。ただし、運用責任者の判断で業務上必要があると認める場合は返信することがあります。
- (2) 本アカウントからのフォローやリツイート等は原則として行いません。ただし、運用責任者の判断で業務上必要があると認める場合は、行うことがあります。
- (3) フォローされた場合は、原則として拒否（ブロック）は行いません。ただし、本アカウント運用に対しての明らかな妨害又は妨害と判断できる場合及び悪質なスパム等と判断できる場合はこの限りではありません。
- (4) 利用者が本アカウントにコメント等を投稿するに当たり、以下のような内容の投稿を禁じます。利用者の投稿内容が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通告することなくコメントの削除、アカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
  - ア 個人又は団体の秘密に関する情報
  - イ 守谷市議会又は他社の権利を侵害する情報又はそのおそれのある情報
  - ウ 法律、法令等に違反する内容又はそのおそれのある内容
  - エ 守谷市議会、特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ 政治、宗教活動を目的とするもの
  - カ 著作権、商標権、肖像権など守谷市議会又は第三者の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - キ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
  - ク 人種、思想、信条等を差別するもの若しくは差別を助長するもの又はそれらのおそれのあるもの
  - ケ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容又はそのおそれのある内容
  - コ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの又はそのおそれのあるもの

- サ 有害なプログラム等
- シ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ス Xが定める利用規約に反する内容
- セ その他守谷市議会が不適切と判断した内容

## 9 遵守事項

法令及び「守谷市議会ソーシャルメディアガイドライン」を遵守します。

## 10 著作権

- (1)本アカウントで発信している個々の情報（文章、写真、イラスト、動画など）に関する著作権は、守谷市議会又は守谷市議会に情報提供いただいている提供元に帰属します。
- (2)本アカウントの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

## 11 免責事項

- (1)守谷市議会は、本アカウントにおける情報の正確性、完全性、有用性については最新の注意を払っていますが、それを保証するものではありません。
- (2)守谷市議会は、利用者が本アカウントの発信情報を利用又は信用したこと若しくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (3)守谷市議会は、利用者により投稿（コメント・写真等）されたコンテンツについて、一切責任を負いません。
- (4)守谷市議会は、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合でも、一切責任を負いません。
- (5)守谷市議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は中止をする場合があります。

## 12 お問い合わせ先

守谷市議会事務局

電話：0297-45-1111

FAX：0297-45-6528

メール：[gikai@city.moriya.ibaraki.jp](mailto:gikai@city.moriya.ibaraki.jp)